

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域
の指定について（概要）

【推進地域及び特別強化地域の指定】

<推進地域の指定>

- ・ 著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、地方公共団体の意見を聴いて、推進地域として指定
- ・ 指定の基準は、震度、津波高等をもとに検討

<特別強化地域の指定>

- ・ 津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、地方公共団体の意見を聴いて、特別強化地域として指定
- ・ 指定の基準は、津波高、津波到達時間等をもとに検討



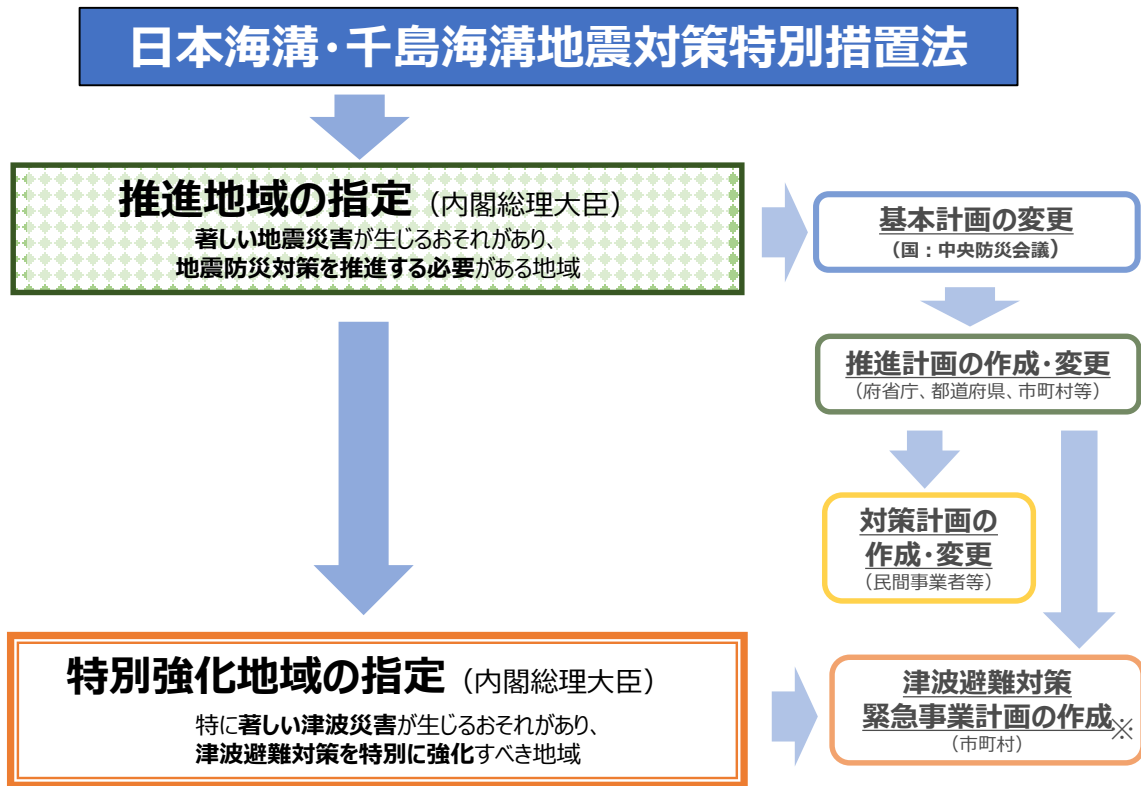
<防災対策の推進>

- ・ 中央防災会議：基本計画
- ・ 推進地域に指定された地方公共団体等：推進計画
- ・ 推進地域内の民間事業者等：対策計画
- ・ 特別強化地域に指定された市町村：津波避難対策緊急事業計画を作成・変更し、防災対策を推進

地域指定と計画作成・変更の流れ

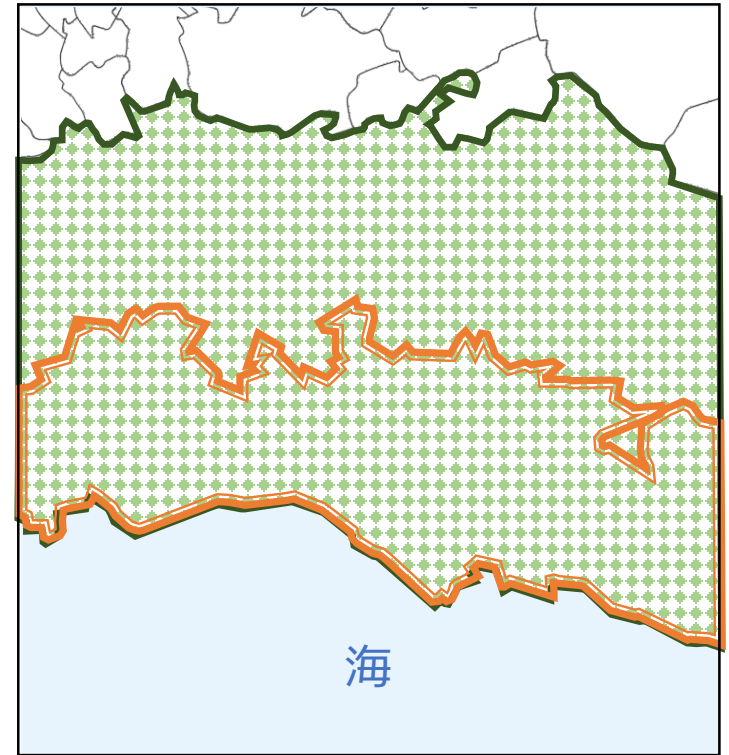
- 日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づき、**推進地域**及び**特別強化地域**を指定。
- 推進地域の指定後、**基本計画（国）**、**推進計画（自治体等）**、**対策計画（民間事業者等）**を作成・**変更**し、防災対策を推進。
- 津波避難対策特別強化地域の市町村は、**津波避難対策緊急事業計画**を作成し、津波避難対策を推進。



【地域指定及び計画作成・変更の流れ】



※これにより国の負担又は補助の割合の高上げ（1/2等→2/3）や特例措置を実施

【地域指定のイメージ】



-  防災対策推進地域
-  津波避難対策特別強化地域

日本海溝・千島海溝地震対策の体系

国、自治体、民間事業者等が必要な計画を作成し、これらに基づき、地震防災対策を推進

基本計画

【国：中央防災会議】

- 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本的方針及び基本的な施策
- 基本的な施策の具体的な目標及びその達成の期間

(イメージ) 今後10年間で達成すべき目標

- ・想定される最大の死者数 約●万人から概ね●割減少
- ・想定される最大の建築物全壊棟数 約●万棟から概ね●割減少

● 推進計画の基本となるべき事項

● 対策計画の基本となるべき事項

等

推進計画

【府省庁、都道府県、市町村等】

- 避難場所・避難路等緊急に整備すべき施設の整備に関する事項
- 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 関係機関との連携協力に関する事項

● 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 等

対策計画

【民間事業者等】

対策計画を作成しなければならない施設・事業
・病院、劇場、百貨店、旅館等の多数の者が出入りする施設
・石油類、火薬類、高圧ガス等の取り扱いを行う施設
・鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業 等

● 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 等

津波避難対策緊急事業計画

【市町村】

- 津波からの避難するために必要な緊急に実施すべき事業（避難施設・避難路等の整備に関する事業、集団移転促進事業等）
- 事業の具体的な目標及びその達成の期間 等

※【 】は計画作成主体